

業務管理体制の整備について

1 趣旨

平成 20 年の介護保険法改正により、平成 21 年 5 月 1 日から、介護サービス事業者（法人）に対し、法令遵守等の業務管理体制の整備が義務付けられた。

（目的）

- ① 介護サービス事業者による法令遵守の義務の履行を確保
- ② 指定取消事案などの不正行為を未然に防止
- ③ 利用者又は入所者の保護と介護事業運営の適正化

2 業務管理体制の内容

指定又は許可を受けている事業所等の数に応じて、以下のとおりとする。

		③法令遵守に係る監査
		②法令遵守マニュアルの整備
①法令遵守責任者の選任		
事業所数 20 未満	20 以上 100 未満	100 以上

- ① 法令遵守責任者の選任
法及び法に基づく命令の内容に精通した法務担当の責任者を選任
- ② 法令遵守マニュアルの整備
業務が法令に適合することを確保するための規程（マニュアル）を整備
- ③ 法令遵守に係る監査
業務執行の状況の監査を実施

3 業務管理体制の整備に係る届出

(1) 届出の内容

- ① 事業者（法人）の名称、氏名、主たる事務所の所在地
代表者の氏名、生年月日、住所、職名
- ② 法令遵守責任者の氏名、生年月日
- ③ 法令遵守マニュアルの概要
- ④ 法令遵守に係る監査の方法の概要

(2) 届出区分

事業者（法人）は、業務管理体制を整備し、指定等を受けている事業所等の所在地に応じて次のとおり届け出る。

事業所等の所在地	届出先
① 指定事業所が3以上の地方厚生局管轄区域に所在	厚生労働大臣
② 指定事業所が2以上の都道府県の区域に所在し、かつ、2以下の地方厚生局の管轄区域に所在	事業者の主たる事務所が所在する都道府県知事
③ 指定事業所が同一指定都市内の区域に所在	指定都市の長
④ 指定事業所が同一中核市内にのみ所在	中核市の長
⑤ 地域密着型サービス（予防含む）のみを行う事業者で、指定事業所が同一市町村内にのみ所在	市町村長
⑥ ①から⑤以外の事業者	都道府県知事

※④については、R3.4.1に都道府県知事から中核市の長へ届け出先が変更。

4 事業者（法人）の本部に対する検査

業務管理体制の整備状況や、事業者の不正行為への組織的関与の有無等を確認するため、介護保険法第115条の33、第115条の34の規定及び国の「介護サービス事業者業務管理体制確認検査指針」（平成21年3月30日付け老発第0330077号老健局長通知）に基づき、届出先機関が事業者に対する報告徴収や、事業者の本部、事業所等に立ち入り検査を行うこととされた。

(1) 一般検査

業務管理体制の整備・運用状況を確認するため、概ね6年に1回、報告等を求め実施

(2) 特別検査

指定等取消処分相当事案が発覚した事業者を対象として実施

業務管理体制の整備に関する届出システム操作マニュアル

1.1 業務管理体制の整備に関する届出システムについて

(1) システムの概要

システムは、介護保険法第115条の32に規定される業務管理体制の整備に関して、介護サービス事業者がインターネット経由で届出を行うことができ、その届出を届出先の各都道府県、市区町村担当者がインターネット又はLGWANを経由してシステム上で届出の受付を行うことのできるシステムです。

(2) システムの機能

システムでは、主に以下の機能を提供します。

①届出情報管理機能

- 介護保険法第115条の32第2項関係（整備）の届出を行う機能
- 介護保険法第115条の32第4項関係（区分の変更）の届出を行う機能
- 介護保険法第115条の32第3項関係（届出事項の変更）の届出を行う機能

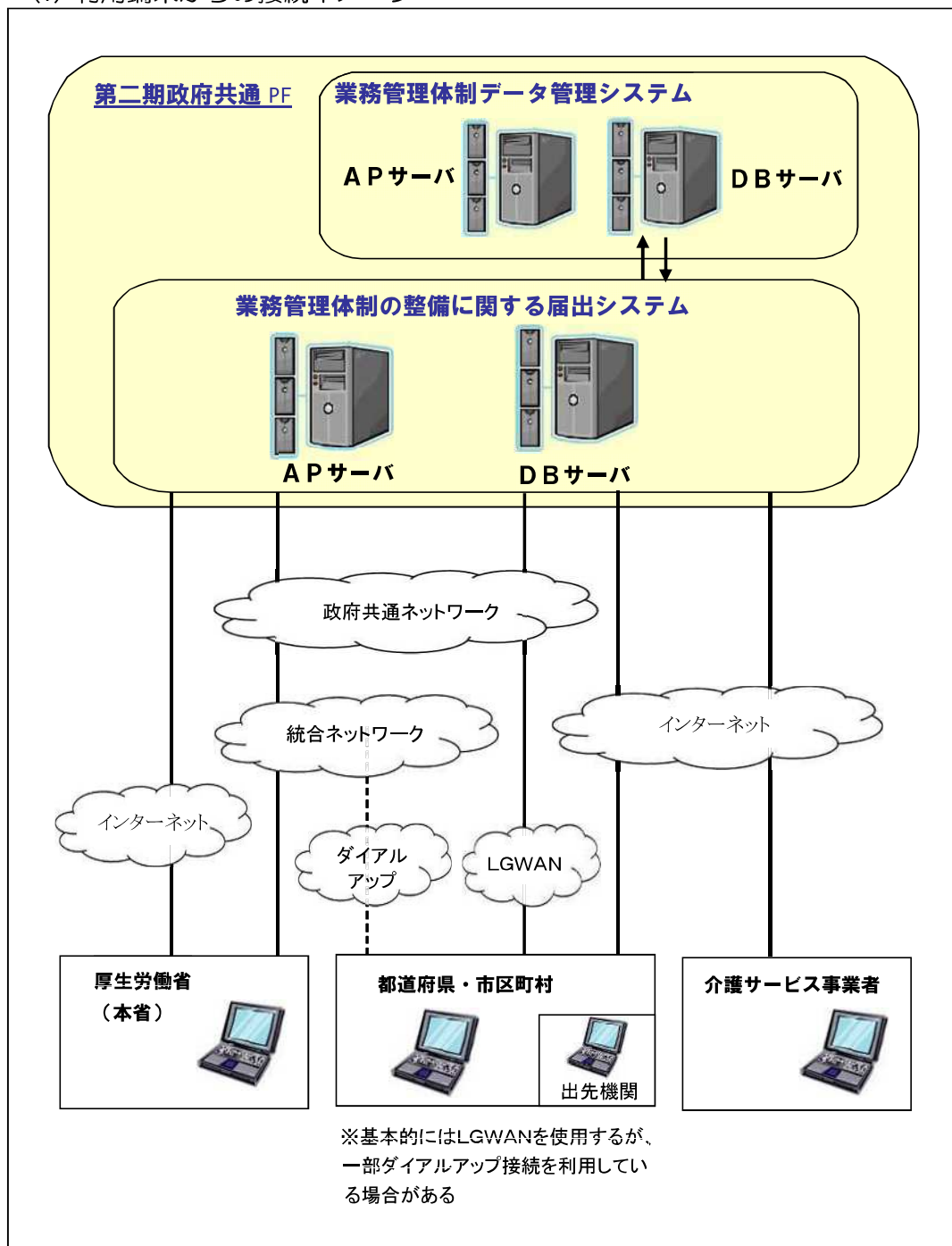
②アカウント管理機能

- 連絡先情報の修正

業務管理体制の整備に関する届出システム操作マニュアル

1.2 業務管理体制の整備に関する届出システムの運用イメージ

(1) 利用端末からの接続イメージ



第1号様式（第2条・第4条関係）

受付番号

介護保険法第115条の32第2項(整備)又は第4項
(区分の変更)に基づく業務管理体制に係る届出書

年 月 日

行政機関の長 殿

事業者 名 称
代表者氏名

このことについて、下記のとおり関係書類を添えて届け出ます。

		事業者（法人）番号		A																
1 届出の内容																				
(1)法第115条の32第2項関係（整備）																				
(2)法第115条の32第4項関係（区分の変更）																				
2 事業 者	フリガナ 名 称																			
	主たる事務所の所在地		(〒 -) 都道 郡 市 府県 区 (ビルの名称等)																	
			電話番号				F A X 番号													
	法人の種別																			
	代表者の職名・ 氏名・生年月日		職 名		フリガナ 氏 名		生年 月 日	年 月 日												
	代表者の住所		(〒 -) 都道 郡 市 府県 区 (ビルの名称等)																	
3 事業所名称等 及び所在地		事業所名称	指定(許可)年月日	介護保険事業所番号(医療機関等コード)				所 在 地												
		計 力 所																		
4 介護保険法施行規則第140条の40第1項第2号から第4号に基づく届出事項		第2号	法令遵守責任者の氏名(フリガナ)						生年月日											
		第3号	業務が法令に適合することを確保するための規程の概要																	
		第4号	業務執行の状況の監査の方法の概要																	
5 区分 変更	区分変更前行政機関名称、担当部(局)課																			
	事業者（法人）番号			A																
	区分変更の理由																			
	区分変更後行政機関名称、担当部(局)課																			
			区 分 変 更 日			年 月 日														

連絡先	所属		メール アドレス		電話 番号	
	フリガナ					
	氏名					

1 共通事項

- (1) 新規に業務管理体制を整備した事業者及び業務管理体制を届け出た後、事業所又は施設（以下「事業所等」という。）の指定や廃止等に伴い、事業展開地域の変更により、届出先区分の変更が生じた事業者は、この様式を用いて関係行政機関に届け出ること。
- (2) 受付番号及び事業者（法人）番号には記入しないこと。
- (3) 事業者の名称、主たる事務所の所在地、法人の種別、代表者の職名、代表者の住所等は、登記内容等と一致すること。
- (4) 「1 届出の内容」
 - ① 新規に業務管理体制を整備し届け出る場合は、(1)法第 115 条の 32 第 2 項関係の（整備）に○を付けること。
 - ② 届出先区分の変更が生じた場合、(2)法第 115 条の 32 第 4 項関係の（区分の変更）に○を付けること。

なお、届出先区分の変更が生じた事業者は、区分変更前と区分変更後の行政機関にそれぞれ届け出ること。

事業所等の展開に応じた届出先行政機関

区分	届出先
① 事業所等が 3 以上の地方厚生局の管轄区域に所在する事業者	厚生労働大臣
② 事業所等が 2 以上の都道府県の区域に所在し、かつ、2 以下の地方厚生局の管轄区域に所在する事業者	事業者の主たる事務所が所在する都道府県知事
③ 全ての事業所等が 1 の都道府県の区域に所在する事業者	都道府県知事
④ 全ての事業所等が 1 の指定都市の区域に所在する事業者	指定都市の長
⑤ 全ての事業所等が 1 の中核市の区域に所在する事業者 ※指定事業所に介護療養型医療施設を含む場合は除く（届出先は都道府県知事）	中核市の長
⑥ 地域密着型サービス（予防含む）のみを行う事業者であって、事業所等が同一市町村内に所在する事業者	市町村長

- (5) 「連絡先」
届出先の行政機関から、記載内容等について連絡を行う場合があるため、この届出に係る連絡先を記入すること。

2 新規に業務管理体制を整備した事業者【法第115条の32第 2 項(整備)関係】

- (1) 「2 事業者」の「法人の種別」には、届出者が法人である場合に、営利法人、社会福祉法人、医療法人、社団法人、特定非営利活動法人等の区別を記入するこ

と。

- (2) 「3 事業所名称等及び所在地」については、みなし事業所及び介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防・生活支援サービス事業を除いた事業所等を記入し、「事業所名称」欄に事業所等の合計の数を記入すること。

書ききれない場合は、記入を省略し別添資料として添付して差し支えないこと。(既存資料の写し及び両面印刷可)

- (3) 「4 介護保険法施行規則第140条の40第1項第2号から第4号に基づく届出事項」

①事業所等数に応じ整備する業務管理体制について、該当する全ての番号に○を付けること。

②第2号については、その氏名(フリガナ)及び生年月日を記入すること。

③第3号及び第4号を届け出る場合は、別添資料の添付により行うこと。

(既存資料の写し及び両面印刷可)

第2号 法令遵守責任者の氏名及び生年月日

第3号 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要

第4号 業務執行の状況の監査の方法の概要

事業所等数に応じて整備する業務管理体制

	事業所等数		
	20未満	20以上100未満	100以上
第2号	○	○	○
第3号	×	○	○
第4号	×	×	○

- (4) 「5 区分変更」は、区分変更のあった場合に記入するため、新規に業務管理体制を整備した事業者は、記入する必要はないこと。

3 業務管理体制を届け出た後、事業所等の指定や廃止等に伴い、事業展開地域の変更により、届出先区分の変更が生じた事業者【法第115条の32第4項(区分の変更)関係】

- (1) 事業所等の指定や廃止等により、届出先区分に変更があった事業者は、区分変更前及び区分変更後の行政機関にそれぞれ届け出ること。

- (2) 区分変更前行政機関への届出

「1 届出の内容」の「(2)法第115条の32第4項関係」の他「5 区分変更」に記入すること。

- (3) 区分変更後行政機関への届出

「1 届出の内容」「2 事業者」「3 事業所名称等及び所在地」「4 介護保険法施行規則第140条の40第1項第2項から第4号に基づく届出事項」

「5 区分変更」について、上記記入要領に基づいて記入すること。

なお、届出先区分の変更に合わせて、整備する業務管理体制の内容が変更された場合も、この様式を用いて届け出ること。

- (4) 「5 区分変更」欄

①「事業者(法人)番号」には、区分変更前行政機関が付番した番号を記入すること。

②「区分変更の理由」には、その理由を具体的に記入すること。

書ききれない場合は、記入を省略し別添資料として添付して差し支えないこと。(既存資料の写し及び両面印刷可)

③「区分変更日」は、事業所等の新規指定・廃止等により区分が変更された日を記入すること。

受付番号

介護保険法第115条の32第3項に基づく
業務管理体制に係る届出書（届出事項の変更）

年 月 日

行政機関の長 殿

事業者 名 称
代表者氏名

このことについて、下記のとおり関係書類を添えて届け出ます。

事業者（法人）番号

A

変 更 が あ っ た 事 項

- 1 法人の種別、名称(フリガナ)
- 2 主たる事務所の所在地、電話番号、FAX番号
- 3 代表者氏名(フリガナ)、生年月日
- 4 代表者の住所、職名
- 5 事業所名称等及び所在地
- 6 法令遵守責任者の氏名(フリガナ)及び生年月日
- 7 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要
- 8 業務執行の状況の監査の方法の概要

変 更 の 内 容

(変更前)

(変更後)

連絡先	所属		メール アドレス		電話 番号	
	フリガナ					
	氏名	-----				

記入要領

- 1 受付番号には記入しないこと。
- 2 事業者の名称、主たる事務所の所在地、法人の種別、代表者の職名、代表者の住所等は、登記内容等と一致すること。
- 3 「変更があった事項」の該当項目番号に○を付け、「変更の内容」に具体的に記入すること。
なお、書ききれない場合は、記入を省略し別添資料として添付して差し支えないこと。（既存資料の写し及び両面印刷可）
- 4 「5 事業所名称等及び所在地」については、みなし事業所及び介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防・生活支援サービス事業を除いた事業所等の指定や廃止等により事業所等の数に変更が生じ、整備する業務管理体制が変更された場合にのみ届け出ること。
この場合、変更前欄と変更後欄のそれぞれに、指定等事業所等の合計の数を記入し、変更後欄に追加又は廃止等事業所等の名称、指定（許可）年月日、介護保険事業所番号（医療機関等コード）、所在地を記入すること。
書ききれない場合は、記入を省略し別添資料として添付して差し支えないこと。（既存資料の写し及び両面印刷可）
- 5 「7 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要」及び「8 業務執行の状況の監査の方法の概要」については、事業者の業務管理体制の変更を行う場合（組織の変更、規程の追加等）に届け出ること。規程の字句の修正等体制に影響を及ぼさない軽微な変更は、届出を要しないこと。
なお、事業所等の数の変更により、「7」または「8」を追加等する場合は、該当項目番号に○を付け、追加の場合には、別添資料の添付により届け出ること。（既存資料の写し及び両面印刷可）
- 6 届出先の行政機関から、記載内容等について連絡を行う場合があるため、この届出に係る連絡先を記入すること。

令和3年4月1日から 介護サービス事業者の業務管理体制の整備に係る 届出書の届出先が一部変わります

指定事業所が同一中核市内にのみ所在する事業者にかかる届出先について、
原則都道府県知事から中核市の長へ変更となります。

なお、この法改正に伴う、届出書の提出は必要ありません。

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」
(令和元年法律第26号)により介護保険法(平成9年法律第123号)の一部が改正されました。

区 分	届出先 (現行)	届出先 (令和3年4月1日以降)
① 指定事業所が三以上の地方厚生局 管轄区域に所在する事業者	厚生労働大臣	厚生労働大臣
② 指定事業所が二以上の都道府県に 所在し、かつ、二以下の地方厚生局 管轄区域に所在する事業者	主たる事務所の所在地の 都道府県知事	主たる事務所の所在地の 都道府県知事
③ 指定事業所が同一指定都市内にの み所在する事業者	指定都市の長	指定都市の長
④ 指定事業所が同一中核市内にのみ 所在する事業者 (※)	都道府県知事	中核市の長
⑤ 地域密着型サービス(予防含む)の みを行う事業者で、指定事業所が 同一市町村内にのみ所在する事業者	市町村長	市町村長
⑥ ①から⑤以外の事業者	都道府県知事	都道府県知事

(※) 指定事業所に介護療養型医療施設を含む場合は除く(届出先は都道府県知事のまゝ)



厚生労働省老健局総務課介護保険指導室